

○ 保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項の規定に基づく貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基準として計算した金額を定める件（平成十一年一月大蔵省告示第二号）

改正案	現行
保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第四十五号）第三条第二項及び第三項（同令第四条第五項及び第五条第四項において準用する場合を含む。）並びに第七条第二項及び第三項の規定に基づき、貸借対照表（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本における保険業の貸借対照表）の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基準として計算した金額等を次のように定め、平成十一年三月三十一日から適用する。 1 保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額（保険会社に係るものに限る。）並びに同令第四条第五項及び第五条第四項において準用する同令第三条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額は、貸借対照表（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本における保険業の貸借対照表）の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除した金額とする。 一・二（略）	保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第四十五号）第三条第二項及び第三項（同令第四条第五項及び第五条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、貸借対照表（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本における保険業の貸借対照表）の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基準として計算した金額を次のように定め、平成十一年三月三十一日から適用する。 保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項（同令第四条第五項及び第五条第四項において準用する場合を含む。）に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額は、貸借対照表（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本における保険業の貸借対照表）の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除した金額とする。 一・二（略）

三 保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年二月大蔵省告示第五十号。以下「単体告示」という。）第一条第一項第三号に掲げる額

四 単体告示第一条第四項第二号に掲げる配当準備金未割当部分

（削る）

（削る）

五 その他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。次項第六号において同じ。）に

三 生命保険株式会社（法第三条第四項の生命保険業免許を受けた保険業を営む株式会社をいう。外国生命保険会社等を含む。）にあつては、将来の保険金等の支払に備えて積み立てている準備金のうち、保有する保険契約（外国生命保険会社等にあつては、日本における保険契約）が保険事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額を超える額及び保険契約者（外国生命保険会社等にあつては、日本における保険契約者）に対し契約者配当として割り当てた額を超える額

四 生命保険相互会社（法第三条第四項の生命保険業免許を受けた相互会社をいう。）にあつては、将来の保険金等の支払に備えて積み立てている準備金のうち、保有する保険契約が保険事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額を超える額及び社員に対する剰余金の分配として割り当てた額を超える額

五 損害保険相互会社（法第三条第五項の損害保険業免許を受けた相互会社をいう。）にあつては、社員配当準備金の額（ただし、翌期配当所要額を除く。）

六 規則第七十条第一項第三号に掲げる払戻積立金のうち、法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法（保険契約の締結時の費用を保険料払込期間で償却する方法である場合に限る。）に従つて計算した額を超えて積み立てているものの額

七 その他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。）に属する資産の貸借対照表計

属する資産の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計算されるものをいう。）に相当する額

2

保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）並びに同令第七条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額は、連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除した金額とする。

一 法第百十五条第一項（法第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。）の価格変動準備金の額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

二 規則第六十九条第一項第三号若しくは第七十条第一項第二号の二の危険準備金又は規則第七十条第一項第二号若しくは第二百十一条の四十六第一項第二号の異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）第七条第一項に定める危険準備金を含む。）の額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当

上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計算されるものをいう。）に相当する額

（新設）

該外国の法令における法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認め
たものに限る。）を含めることができる。）

三 保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年三月金融庁告示第二十三号。次号において「連結告示」という。）第二
条第五項第三号又は第四号に掲げる額の合計額（同条第四項第一
号に規定する保険料積立金等余剰部分と同様の額を含めることが
できる。）

四 連結告示第二条第四項第二号に掲げる配当準備金未割当部分の
合計額

五 保険業法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十
条の規定に基づき、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であ
るかどうかの基準を、保険業法施行規則第二百十一条の五十九及
び第二百十一条の六十の規定に基づき、少額短期保険業者の資本
金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の
計算方法を定める件（平成十八年三月金融庁告示第十四号）第二
条第三項第一号に掲げる契約者配当準備金の額（ただし、翌期配
当所要額を除く。）及び同項第二号に掲げる社員配当準備金の額
（ただし、翌期配当所要額を除く。）

六 その他有価証券に属する資産の連結貸借対照表計上額と帳簿価
額の差額に係る繰延税金負債（税効果会計の適用により負債とし

て計算されるものをいう。）に相当する額